

リサーチ・アドミニストレーター協議会旅費規程

平成 27 年 3 月 11 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、リサーチ・アドミニストレーター協議会（以下「協議会」という。）の開催する研修会、講演会、セミナー、年次大会等の講師及び協議会又は各専門委員会活動に携わる有識者（協議会の役員、会員を含む。以下「講師等」という。）を招聘する際に要する交通費、宿泊費等の費用（以下「旅費」という。）に関して基準を定め、協議会の円滑な運営に資することを目的とする。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

- 2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、旅程に応じて旅客運賃により支給する。
- 3 車賃は、実費額により支給する。
- 4 日当は、旅行中の日数に応じ一日あたりの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、旅行中の夜数に応じて一夜あたりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第 3 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務上の必要、天災地変、交通事情等のやむを得ない事情によりその経路で旅行しがたい場合は、実際の経路及び方法によって計算する。

(旅費の精算)

第 4 条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費申請書（様式 1）を会長に提出しなければならない。

(国内の旅費、宿泊料等)

第 5 条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料の金額は、原則として別表 1 に定めるところによる。

- 2 特急料金、急行料金又は座席指定料金等の特別料金（以下「特別料金」という。）を徴する路線による旅行の場合であって、一回の乗車区間が次に該当する場合は特別料金を支給する。
 - (1) 特急料金 1 回乗車の区間 1 0 0 Km 以上
 - (2) 急行料金 1 回乗車の区間 5 0 Km 以上

(外国の旅費、宿泊料等)

第 6 条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の金額は、原則として別表 2 に定めると

ころによる。

- 2 特別料金を徴する路線による旅行の場合には、前項に規定する運賃のほかこれらの特別料金を支給する。

(特別規定)

第7条 前第6条、第7条の金額に関して、旅行の性質上又は特別の事情があり規定する旅費による旅行が困難と認める場合には、旅費を増額して支給することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めのないもので必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

国内旅費

(単位：円)

区分	鉄道賃	船賃	航空費	車賃	日当 (一日あたり)	宿泊費 (1夜当り)
大学教授，官公庁部長級，民間企業役員，著名民間専門家，著名ジャーナリスト，弁護士等 a，公認会計士 a，病院長，医長 等	普通車	普通席	実費 (エコノミークラス)	実費	2,500	12,000
大学准教授，短大/高専教授，高校校長，官公庁課長級，民間企業上級管理者層，医師，民間研究者，弁護士等 b，公認会計士 b 等	同上	同上	同上	同上	2,200	11,000
大学講師・助教，短大/高専准教授・講師・助教，高校教頭・教諭，官公庁課長補佐級・係長級・職員，民間企業管理者層・監督者層，民間一般技術者・技能者，民間企業職員，看護師等 等	同上	同上	同上	同上	2,000	10,500

〔備考〕

- ① 弁護士等とは，弁護士，裁判官及び検察官をいう。弁護士等及び公認会計士の a は，資格取得後概ね 15 年以上の経験者，b はそれ以外の者とする。
- ② この表において「官公庁」とは，本省又は本庁レベルをいう。
- ③ 元職員で，現職による適応区分が明らかでないものは，退職した際の職位による。
- ④ 看護師等とは，保健師，助産師，理学療法士，診療放射線技師をいう。類似の専門職についても同様とする。
- ⑤ 本省又は本庁レベル以外の「官公庁」の職員，大学職員，公益法人等の職員等については，この表の適用に当たり「民間企業」の職員とみなす。

別表 2 (第 6 条関係)

外国旅費

(単位：円)

区分	鉄道賃	船賃	航空費	車賃	日当 (一日あたり)	宿泊費※ (1夜当り)
大学教授, 官公庁部長級, 民間企業役員, 著名民間専門家, 著名ジャーナリスト, 弁護士等 a, 公認会計士 a, 病院長, 医長 等	普通車	普通車	実費 (ビジネスクラス)	実費	5,000 (6,000)	21,000 (25,700)
大学准教授, 短大/高専教授, 高校校長, 官公庁課長級, 民間企業上級管理者層, 医師, 民間研究者, 弁護士等 b, 公認会計士 b 等	同上	同上	実費 (エコノミークラス)	同上	4,500 (5,000)	18,000 (22,500)
大学講師・助教, 短大/高専准教授・講師・助教, 高校教頭・教諭, 官公庁課長補佐級・係長級・職員, 民間企業管理者層・監督者層, 民間一般技術者・技能者, 民間企業職員, 看護師等 等	同上	同上	同上	同上	4,000 (4,500)	16,000 (19,300)

※指定都市 (ニューヨーク, ワシントン, ロサンゼルス, サンフランシスコ, ロンドン, パリ, ジュネーブ, モスクワ, シンガポール) に該当する場合は, ()内の金額を支払う。

[備考]

- ① 弁護士等とは, 弁護士, 裁判官及び検察官をいう。弁護士等及び公認会計士の a は, 資格取得後概ね 15 年以上の経験者, b はそれ以外の者とする。
- ② この表において「官公庁」とは, 本省又は本庁レベルをいう。
- ③ 元職員で, 現職による適応区分が明らかでないものは, 退職した際の職位による。
- ④ 看護師等とは, 保健師, 助産師, 理学療法士, 診療放射線技師をいう。類似の専門職についても同様とする。
- ⑤ 本省又は本庁レベル以外の「官公庁」の職員, 大学職員, 公益法人等の職員等については, この表の適用に当たり「民間企業」の職員とみなす。

様式1 (第4条関係)

平成 年 月 日

旅費申請書

リサーチ・アドミニストレーター協議会会長 殿

機関名		氏名	
-----	--	----	--

用務						
開催日						
開催時間						
出発日						
出発地 (所属機関の所在地)						
出発地が上記以外の場合						
その理由						
宿泊について 8:00-20:00内での移動が 不可能な場合に限り支給します	前日泊	当日泊	日帰り			
日当の支給対象となる日						
航空機利用の場合 ※ 領収書を添付						
	往復・往路・復路			請求額	円	
JR等利用区間	出 発			帰 着		
	出 発	到 着	交通機関	出 発	到 着	交通機関
	例) ○○大学	○○空港	JR	○○空港	○○大学	JR
備考 特記すべき事項がある際は 記載願います						

【支払口座情報】

金融機関名	銀行	支店
口座種別	普通	当座
口座番号		
口座名義人		
名義人住所		